

(非公式訳)

投資委員会事務局告示

第 Por.6/2547

件名：映画制作あるいは映画制作およびマルチメディアへのサービス提供事業
業

映画制作あるいは映画制作およびマルチメディアへのサービス提供事業における奨励事業者に委員会が定めたを所有しなければならないと投資委員会が規定しているが、

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 13 条および第 16 条の権限に基づき、2004 年 6 月 11 日における投資委員会の承認により投資委員会事務局は 2000 年 11 月 22 日付第 Por.15/2543 投資委員会事務局告示を撤廃し、映画制作あるいは映画制作およびマルチメディアへのサービス提供事業のを以下の通り定める。

1. 映画とはドキュメンタリー、テレビ番組、広告スポットを意味する。
2. 奨励対象となるタイの映画制作事業は広告スポットを含まない。
3. 映画制作およびマルチメディアへのサービス提供とは以下の機械を持ち、事業範囲を持つものとする。

- 3.1 映画撮影機の賃貸事業あるいは映画撮影事業は主要機械および機材として映画撮影機、映画撮影用照明機材、発電機、カメラ動作補助機、カメラの固定機材をもつ。

- 3.2 映画フィルムの現像サービスは主要機械としてフィルム現像機、フィルム印刷機、フィルム着色マシン、フィルム編集機、フィルム洗浄器をもつ。

- 3.3 録音サービスは主要機械としてデジタル録音機、デジタル音声編集機、デジタル音声ミキサーそして標準録音スタジオをもつ。

- 3.4 画像技術サービスは主要機械として

4. 事業開始期限

すべてのプロジェクトにおいて事業開始期限を機械輸入期限終了日より 6 ヶ月とする。

4. 機械輸入期限および事業開始期限の延長は以下の基準に基づくものとする。

4.1 機械輸入期限延長は奨励証書で定められた期限より最高3回で1回につき1年間とし、事業開始期限の延長は機械輸入期限満了時より6ヶ月延長する。

4.2 第4.1項における期限延長は、第ポー3/2545号投資委員会事務局告示に基づく機械輸入の権利を利用した者はその延長回数を第4.1項の延長回数に加算しなければならない。

4.3 事業開始期限の延長のみの場合、1回のみで1年間延長する。

5. 研究開発および環境汚染解消・予防の機械は奨励期間中いつでも輸入できることとする。

6. 本告示に基づく実務上に問題がある場合は書記長の了解の上、プロジェクト審査小委員会で検討する。

告示日 2005年1月18日。

(サーティット・シリランカマーノン)

投資委員会事務局長